



～賑わいある良好な空間形成を目指して～ 「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり第2回協議会」 を開催します。

木曽川中流域の沿川市町及び岐阜県・愛知県と木曽川を管理する国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所が連携し、既存の資源を最大限に活用した流域の魅力の向上、木曽川を基軸としたヒト・マチ・オモイを自転車で繋ぐネットワーク化を図り、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らしを実現することを目的に「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり第2回協議会」を開催します。

- 開催日時 令和7年5月30日(金) 9:00～(1時間程度)
- 開催場所 WEB 会議方式
事務局会場:国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
(木曽川水系ダム統合管理事務所3階 流水管理センター)
住所:〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町 5-1
- 資料 別紙のとおり
- 解 禁 指定なし
- 配布先 岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会
- 議 事 1)協議会規約の変更について
2)木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり計画(最終案)について
- 問合せ先 <木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会について>
国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
副所長 ^{たかはし} 高橋 ^{よしのり} 由典
総括保全対策官 ^{いかわ} 井川 ^{ようじ} 陽二
電話:058-251-1321(代表)

- 取材・傍聴について 会議はWEB会議方式で行います。取材及び傍聴には、事前登録が必要となります。傍聴をご希望の方は、別紙「傍聴申込書」を、その後の取材をご希望の方は、別紙「取材登録書」を記入の上、令和7年5月29日(木)15:00までに、以下の受付へFAXまたは電子メールで送信をお願いします。

なお、WEBでの傍聴に必要なURLは、事前登録を頂いた方にのみ送付しますので予めご了承ください。

【取材登録書・傍聴申込書送信先】

FAX 番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp



別紙「傍聴申込書」

「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり第2回協議会」

傍聴申込書

当協議会の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和7年5月29日(木)15時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)ご住所 _____

(4)会議傍聴ご希望場所(いずれかに○をお願いします。)

・木曽川水系ダム統合管理事務所3階 流水管理センター

・ WEB

(5)会議 URL 送信先メールアドレス _____

(※WEB での傍聴をご希望の場合)

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達し、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり第2回協議会」の運営以外には使用いたしません。

別紙「取材登録書」

「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり第2回協議会」

取材登録書

当協議会の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和7年5月29日(木)15時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前(複数名の場合、代表者名)

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

(4)会議取材場所

木曽川水系ダム統合管理事務所 3階流水管理センター

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会 規約

（名称）

第1条 本会は「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、木曽川中流域の岐阜県・愛知県及び沿川市町と木曽川を管理する国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所が連携し、国営公園、各自治体の有する施設等の各地域の拠点やサイクリングロードなどの資源を最大限活用して流域の魅力を向上し、木曽川を基軸としたヒト・マチ・オモイのネットワーク化を図り、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らしを実現することを目的とする。

（組織等）

第3条 協議会は、木曽川中流域の沿川市町、岐阜県・愛知県及び国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所で組織する。

2. 協議会の委員は、別表1のほか、委員が必要と認める者とする。

（所掌）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項を行う。

- ・各自治体及び国営木曽三川公園が整備した、又は整備する拠点と、それらを繋ぐサイクリングルートに関する木曽川中流域全体のかわまちづくり計画の作成、変更に関する事項
- ・かわまちづくり計画に基づく整備の進捗状況等の情報共有
- ・かわまちづくり計画に基づく施設の利活用状況の調査とりまとめ

（情報公開）

第5条 協議会の会議、会議資料及び議事要旨については、原則、公開する。

（会議）

第6条 協議会には会長、副会長を設置しない。

2. 協議会の開催にあたり、招集・進行は事務局が行うが、委員の半数以上の者が参加しなければ開催することができない。

3. 委員が会議に出席できない場合には、当該委員が指名する代理の者を会議に出席させることができる。

4. 事務局は、実務者による担当者会議を招集することができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所に置く。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は協議会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 2 月 2 5 日から施行する。

木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会
委員名簿

■ 委員

役 職	備 考
羽島市 市長	
美濃加茂市 市長	
各務原市 市長	
可児市 市長	
岐南町 町長	
笠松町 町長	
坂祝町 町長	
一宮市 市長	
犬山市 市長	
江南市 市長	
稲沢市 市長	
扶桑町 町長	
中部地方整備局木曽川上流河川事務所長	

（敬称略 全国地方公共団体コード順）

■ オブザーバー

役 職 ・ 所 属	備 考
岐阜県県土整備部河川課長	
岐阜県県土整備部道路維持課長	
岐阜県観光国際部観光資源活用課長	
岐阜県岐阜土木事務所長	
岐阜県可茂土木事務所長	
愛知県建設局治水防災対策監	
愛知県建設局道路維持課長	
愛知県観光コンベンション局観光振興課長	
愛知県一宮建設事務所長	
中部地方整備局建政部都市整備課	
中部地方整備局河川部河川環境課	
中部地方整備局岐阜国道事務所	
中部地方整備局名古屋国道事務所	

■ 事務局 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所